

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省



問い合わせ先
(所属)自動車技術安全部
(担当)保安・環境課 整備課
山本 芳山
(保安・環境課) 06-6949-6454
(整備課) 06-6949-6453

令和3年 5月26日

あかん！くるまの不正改造！

～6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です～

近畿運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、6月1日(火)から30日(水)の1ヶ月間、自動車関係団体等と連携し、下記のとおり運動を展開します。

記

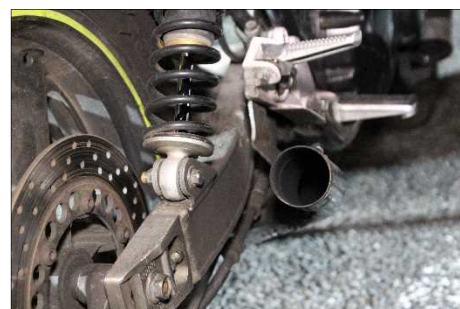
実施の目的

- ・ 騒音等の環境悪化の要因や、安全を脅かし道路交通の秩序を乱す不正な改造車を排除するため、不正改造の範囲を認識していただき「不正改造をしない」「不正改造車を走らせない」社会環境を構築する。
- ・ 違法であるとの認識のないままに不正改造を行うユーザーや、車検時には基準に適合していても、車検後に不適合部品の取付けや適合部品を取外す不正改造を行うユーザーに、不正改造は犯罪になることを認識してもらう。

よくある不正改造の事例

気が付かず基準不適合となる改造が見られます。取付け・変更した自動車部品が不適合とならないか注意してください。

騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し、基準不適合マフラーの装着
タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取り外し
運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付、装飾板の装着
直前直左鏡(カメラ)及びモニターの取り外し
基準外ウイング・スポイラーの取付け
不適切な灯火色
ダンプ車荷台のさし枠の取付け、
突入防止装置(リアバンパー)取り外し
シートベルト警報装置を解除する用品の取付け
ディーゼル自動車が生じる黒煙、
または粒子状物質



(消音器が取り外されたもの)

その他啓発活動等

不正改造防止の啓発を目的としたポスターやチラシを、警察や公共交通機関等に配布し本運動の啓発に努めます。また、国道や各種競技場等の電光掲示板等による広報協力を行い、不正改造車の排除を積極的にユーザー等に呼びかけます。



相談窓口の設置

近畿運輸局及び運輸支局等では不正改造の関する相談窓口を設置しています。また、不正改造が疑われる車両情報には、使用者に対して自主点検を案内するハガキを送付し、不正改造に関する認識の向上と排除を推進します。

【相談窓口・連絡先一覧】

近畿運輸局

自動車の基準に関する相談・不正改造情報窓口

自動車技術安全部整備課 TEL 06-6949-6453

ディーゼル車の排気ガス(NOx・PM法)、黒煙に関する相談・情報受付

自動車技術安全部保安・環境課 TEL 06-6949-6454

ナンバーを所管する運輸支局

大阪運輸支局整備部門 TEL 072-822-4374

京都運輸支局整備部門 TEL 075-681-9764

奈良運輸支局整備部門 TEL 0743-59-2153

滋賀運輸支局整備部門 TEL 077-585-7252

和歌山運輸支局整備部門 TEL 073-422-2153

兵庫陸運部整備部門 TEL 078-453-1103

配付先：青灯クラブ/近畿電鉄記者クラブ/陸運記者会



不正改造は犯罪です!!

それ！許されないぞ！



御用

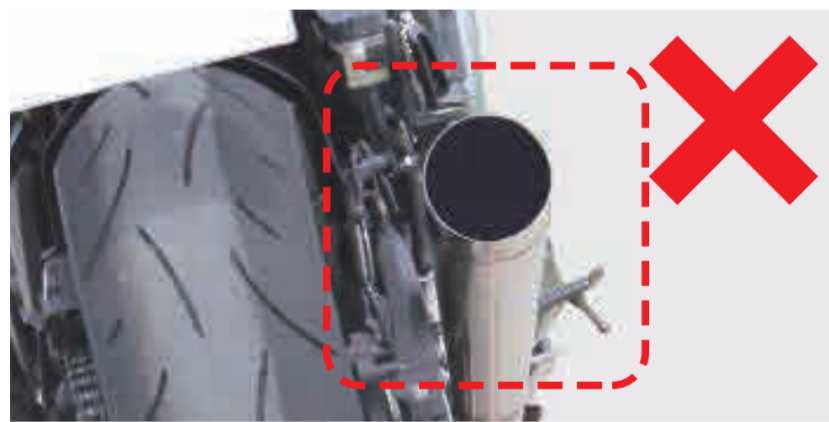
不正改造車の使用者

整備命令の発令

不正改造を実施した者

6カ月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

基準不適合マフラーの装着
消音器の取り外し



運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



タイヤ及び
ホイールの車体
(フェンダー)
外へのはみ出し



不正改造車を排除する運動

このよう
不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車・
迷惑黒煙車
連絡先

北海道運輸局 011-290-2752
東北運輸局 022-791-7534
北陸信越運輸局 025-285-9155
関東運輸局 045-211-7254

中部運輸局[不正改造] 052-952-8042
中部運輸局[黒煙] 052-952-8044
近畿運輸局 06-6949-6453
中国運輸局 082-228-9142

四国運輸局 087-802-6783
九州運輸局 092-472-2537
沖縄総合事務局 098-866-1837

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→



推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会



交換用マフラーは 基準適合品を!

不正改造は犯罪です。



違法マフラー
徹底排除
強化中!



不正改造車の
使用者

整備命令の発令
▶ 整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金